

島本町下水道事業経営戦略(案)に関するパブリックコメントの結果

募集期間	令和3年1月26日(火)～2月24日(水)
資料の閲覧方法	役場など7か所に設置、町ホームページに掲載
応募方法	持参、郵送、ファックス、町ホームページの意見フォームからの送付
意見提出件数	8件(4人)

※ご意見について、原則として原文どおり掲載していますが、分野別に並べ替えを行うとともに、特定の個人・団体等が判別でき、その権利や利益を侵害する恐れがあるなど、公表することが適切でないと判断した表現については、一部修正しています。

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 下水道整備の状況

No.	提出者	ご意見	町の考え方
1	①	<p>山崎ポンプ場と記述していただくのがよいと思います。</p> <p>経年劣化による老朽化が顕著であることから、修繕・改築工事に取り組むとありますが、予防保全に努めていただきたく思います。故障すれば機能しない、修繕している間は機能しないというのでは問題です。清掃工場の精密機能検査に値するような総合的な検査を行う必要はないのでしょうか(法や法令根拠)。第3者的知見を得ることは、改修工事費とその発注金額の妥当性を判断するのに必要な視点です。下水道事業についても学識者をメンバーに含めた審議会を設置し、検査結果について専門家や住民が目に触れる機会が要ると思います。</p>	<p>表題については一般的な名称であるポンプ場とし、文中において、「山崎ポンプ場があります。」と記載しておりますので、このままとさせていただきます。</p> <p>山崎ポンプ場施設については、令和2年度末に策定予定の「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、予防保全に努めることとしています。</p> <p>また、同計画の中で、土木・建築施設・電気設備、機械設備などの施設情報リストを作成し、点検・調査を実施し、健全度を把握したのち、施設の改修や設備の改築に必要な概算費用の算出を行っております。</p> <p>工事実施に際しては、改めて、実施計画を行い、事業費の精査とコスト縮減に努めることとしております。</p> <p>なお、事業の効率性及び実施過程の透明性については、既に本町の附属機関として設置されています「島本町建設事業再評価委員会」において審査を受けることとなり、審査後同審査会資料についても、町ホームページに公開することとしております。</p>

5. 経営の状況

No.	提出者	ご意見	町の考え方
2	⑤	<p>下水道ビジョンで一般会計からの繰り入れや都市計画税から下水道会計への補填をできるだけせず、下水道収入からできるで下水道会計を賄うようにするという記述が見られた。それは下水道収入は一人当たりの水道使用量があまりかわらないことから、所得に関係なく均等に受益者負担がなされ望ましくない。これから下水道の管路更新費用の負担が大幅に増加する時代がくることから適切に一般会計から負担する旨の記述に変えるべきである。</p>	<p>管渠更新費用は、公費で負担すべき経費を除き下水道使用料によりまかなうこととされており、一般会計からの繰入金につきましては、都市計画税を財源としておりますが、すでに都市計画税を超える額となっており、過度な負担増は一般会計の財政に影響を及ぼすことになるため、記述のとおりとさせていただきます。</p>

6. 他団体と比較した経営状況(経営比較分析表)

No.	提出者	ご意見	町の考え方
3	②	流域関連公共下水道である故の汚水（接続されているのであれば雨水）処理の分担金（相当の）総額や処理単価、処理水量なども経年で示していただきたいです。	流域下水道負担金に限らず、費用ごとの金額を掲載していないことから、示していません。

第3章 経営の基本方針と経営健全化の取組

2. 経営健全化の取組

No.	提出者	ご意見	町の考え方
4	②	雨水は、上水道の水源ともなるので、災害を引き起こすほどのものは排水が望ましいですが、水源地の整備や遊水池の設置、維持管理等、涵養する方向での対策もあわせて必要になると考えます。このように上水道と一体的に検討を進めるような課題について関連部署にも伝わるよう列挙していただきたいです。「下水道施設は地下に埋設されているため日頃は意識されにくい」とのご指摘がございましたが、発信の一環として他の町施策との関連性について表現がなされることを希望します。	町において地下水涵養の1つとして、森林整備を実施しておりますが、下水道事業は、11ページにありますとおり、災害を引き起こすほどの雨水への浸水対策を中心に雨水幹線の整備を行っており、下水道事業の役割を明確化する文言を追加します。町の施策と関連があるものについては、ご意見のとおり関連した形で広報をまいります。

第5章 投資・財政計画

1. 投資計画

No.	提出者	ご意見	町の考え方
5	②	下水道事業 100%に向けてすすめた場合の投資とそれ以外の代替案（合併浄化槽等）を併用した場合の投資についてのシミュレーションがあれば、町民が代替案を検討することができます。その際の一般会計への影響を示されると、福祉等の施策の選択肢が広がるかどうか等検討ができるようにおもいます。100%を目指さざるを得ない法的な枠組での問題等をあげられてもよいと思います。	地形的な要因もあり、島本町区域内のすべてを下水道事業認可区域と定め下水道事業100%を目指してはおりません。合併処理浄化槽については、下水道事業認可区域外において設置される場合は、補助金交付制度があります。

第7章 参考資料(用語集)

No.	提出者	ご意見	町の考え方
6	②	雨水と汚水 道路排水は処理されるのでしょうか。汚水か、それとも雨水のいずれの扱いでしょうか。大阪府の流域下水道への接続や発生する費用との関連を含めて雨水と汚水の定義を示していただきたいです。	道路排水は雨水となります。 大阪府の流域下水道への接続状況については、3ページに記載しており、44ページに汚水雨水の処理にかかる経費である流域下水道維持管理負担金の説明を追加することとし、雨水及び汚水の定義については、記述のとおりとさせていただきます。

その他、全体について

No.	提出者	ご意見	町の考え方
7	②	<p>縦軸目盛りを0から始めるものに変更することが望ましく思います。パブリックコメントは、町民の意思決定にも影響を与えるため、差を強調するよりも客観的に傾向を把握できる表現でお願いしたいです。</p> <p>例えば、図表2-15、図表2-17、図表5-6、6章の図等他多数</p>	<p>ご指摘の通り、できるだけ縦軸目盛りを0から始めることに変更しました。図表5-6につきましては、縦軸目盛りを第5次島本町総合計画にあるグラフに合わせるため、28,000から始めます。</p>
8	③	<p>下水は水道と同じく、生活に必需のものなので、自治体独自だけではなく、広域での取り組みも考慮してほしい。ビジネスとして成り立たない事業は広域として取り上げられないのではないかと、疑われないようにしてほしい。</p>	<p>ご意見として賜ります。</p> <p>本町の下水道事業は、大阪府の流域下水道を上位にもつ流域関連公共下水道となっており、本町単独で処理場を維持していないなど一定広域による汚水処理をしております。</p> <p>44ページに流域下水道の説明を追記します。</p>